

特定非営利活動法人京都SMI 準会員・協賛会員規約

第一条（本規約の適用）

特定非営利活動法人京都SMI（以下「本法人」という。）とその正会員以外の会員との間の関係については、本規約の定めるところによる。ただし、本法人は、本規約の目的をより良く達成するため、別途に規定を定めることがある。

第二条（会員の定義等）

1. 本規約にいう本法人の準会員とは、本法人の事業の理念及び定款記載の目的に賛同する法人または個人であって、本法人が書面により準会員の資格で入会を承認したものとする。
2. 本規約にいう本法人の協賛会員とは、本法人の事業の理念及び定款記載の目的に賛同する法人または個人であって、本法人が書面により協賛会員の資格で入会を承認したものとする。

第三条（会員規約との関係）

準会員、協賛会員に関する事項については、本規約の定め反しない限りにおいて、正会員に関する「正会員規約」を準用する。

第四条（会費）

1. 会費の額は、準会員について1年あたり5,000円、協賛会員一種について1年あたり500,000円、協賛会員二種について1年あたり120,000円とする。
2. 入会金の額は、準会員について10,000円、協賛会員一種について100,000円、協賛会員二種について10,000円とする。

第五条（権限及び権利）

1. 準会員及び協賛会員は、正会員に認められる総会、表決権及び表決権に関連する権利義務を有しない。
2. 準会員は、正会員に認められる各種有償・無償で認められる権限・権利を有しない。当法人は、準会員に対し、適宜必要と思われる情報提供を行う。
3. 協賛会員は、第1項の場合を除き、正会員に対し有償・無償で認められる権利と同等の権利を有し、同等の義務を有する。但し、当法人は、協賛会員二種に対し、正会員及び協賛会員一種に認められる権利より、個別具体的な事案において劣後する取扱いをすることができる。

第六条（改正）

本法人は、円滑な運営のために必要と認めるときは、理事会決議により、本規約を変更することができる。

附則 1、この規程は平成22年10月1日から適用とする

以上